

佐賀県告示第三百六十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から事業所の名称を変更した旨の届出があった。

平成二十一年十一月二十日

佐賀県知事 古川 康

名称		所在地	変更年月日
新 タイヘイ薬局 しろいし店	旧 白石店	杵島郡白石町大字廿治一〇八六番地一	平成二一・六・一
新 タイヘイ薬局 牛津店	旧 タイヘイ薬局	小城市牛津町大字牛津三〇九番地一〇	平成二一・六・一
新 溝上薬局県庁 前林店	旧 溝上薬局県庁 前店	佐賀市松原一丁目四番六号	平成二一・六・一